



函館臨海研究所完成イメージ図

構想に基づいて共同開発された電子申請システムを利用して、本年10月から23項目の申請等で運用を開始する予定で、多くの市民が利用できるよう周知に努めたい。また、今後は公共施設の利用予約など市民サービスの向上につながる項目を増やすことが重要と考へており、道内の市町村で構成される北海道電子自治体共同運営協議会において当市の意向を積極的に伝えていきたい。

臨海研究所条例

水産・海洋に関する研究を支援し、ならびに水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の連携



工事中の西桔梗野球場

および交流を促進することにより、産業技術の向上を図り、もって地域産業の発展に資するため、函館市大町に臨海研究所を設置するもので、施行期日は平成19年4月1日とするものですが、使用資格審査委員会および必要な準備行為に関する規定については公布の日です。

西桔梗野球場条例

スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全発達に寄与するため、函館市西桔梗町に野球場を設置することに關し、必要な事項を定めようとするもので、施行期日は平成19年4月1日です。

第3回 定例会では 議案審査 このようなことを決めました

提出された議案は、本会議や委員会審査が行われました。可決した主な議案の要旨と、それらに対する質疑を掲載しております。

補正予算

一般会計補正予算

歳出では、障害者自立支援法の制定に伴い、本年10月から障がい者に対するサービス体系が変更されたことから、新たに身体障がい者の方々などの地域生活支援事業費を増額するとともに、従来の事業について減額するものです。また、公立保育園民営化推進費など、当面急を要する経費の補正をするともに、前年度繰越金の増額に伴い、その2分の1相当額を減債基金

Table with 4 columns: 区分, 補正額, 補正後の予算総額, and rows for 一般会計, 国民健康保険事業特別会計, 入院事業 (収入/支出).

金に積み立てようとするものです。歳入では、歳出補正に係わる特定財源の補正のほか、財産収入や前年度繰越金などの補正をするものです。

起債と財政運営

起債に関わる財政運営の考え方を伺いたい。答弁 起債と財政運営については、起債に依存しない財政運営を図っているところであり、事業費等の抑制により、平成15年以降、若干起債は減りつつある。起債により長期的な事業等の年度間の負担を平準化することができ、起債に依存した財政運営を続けると、財政の硬直化を招き、将来の世代に過大な負担を残すことにもなりかねない。今後ともこれまで以上に事業を選択して、起債発行額の抑制に努めたい。

国民健康保険事業特別会計補正予算

医療制度改革により新たに創設される保険財政共同安定化事業に関わるもの、ならびに平成17年度決算が

条例改正

特別職報酬等審議会条例

市長等の退職手当の額を特別職報酬等審議会の意見を聴くこととし、および委員の任期を2年と定めるもので、施行期日は公布の日です。

総合福祉センター条例

総合福祉センター内の障害者福祉センターにおいて障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を行うこととするため規定を整備するもので、施行期日は平成18年10月1日です。

市立保育所設置条例

美原保育園の民営化に伴い同園を廃止するため規定を整備しようとするもので、施行期日は平成19年4月1日です。

美原保育園における新園舎での共同保育

質疑 美原保育園は、これまで民営化した2園とは違い、民営化とともに園舎が変わることから共同保育期間を延ばす考えはないか。答弁 美原保育園における新園舎での共同保育の実施にあたっては、園児が保育環境に早く慣れることが必

条例制定

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

市の機関等に係る申請、届出その他の手続き等に關し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするもので、施行期日は公布の日です。



電子申請システムの利用

質疑 電子申請システムを多くの市民が利用できるよう周知すべきではないか。答弁 電子申請システムの利用については、北海道電子自治体プラットフォーム

要と考へており、3月には新園舎を活用し、園外保育として共同保育を実施したい。



市立美原保育園

重度心身障害者医療費助成条例

健康保険法および老人保健法の一部改正に伴い、医療費から控除する額に生活療養標準負担額を加え、および規定を整備し、ならびに医療費の助成の対象とならない者に関する規定を整備するもので、施行期日は平成18年10月1日です。また、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行わ

れる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付は、なお従前の例によるものとす。

老人医療費助成条例

健康保険法の一部改正に伴い規定を整備し、および老人保健法の一部改正に伴い、一部負担金の割合を改定するもので、施行期日は平成18年10月1日です。また、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付は、なお従前の例によるものとす。

ひとり親家庭等医療費助成条例

健康保険法の一部改正に伴い、医療費から控除する額に生活療養標準負担額を加え、および規定を整備し、ならびに医療費の助成の対象とならない者に関する規定を整備するもので、施行期日は平成18年10月1日です。また、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付は、なお従前の例によるものとす。